

(案)

委託契約書

沖縄県立埋蔵文化財センター 所長 池田 潤(以下「甲」という。)と
という。)とは次の条項により契約を締結する。

(以下「乙」

- 1 委託業務の名称 令和6年度県内遺跡発掘調査等に伴う動植物調査業務委託
- 2 履行場所 普天間飛行場内(宜野湾市)
- 3 履行期間 着手 契約締結日
完了 令和7年2月28日
- 4 業務委託料 一金 円也
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円也
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したものである。

5 契約保証金

契約保証金について

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし(1)又は(2)のいずれかに該当するときは免除(沖縄県財務規則第101条第2項第3号)。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合。

※ただし、免除の場合であっても、契約書第6条の規定により、契約を解除したときは、乙は損害賠償金として契約金額の100分の10に相当する金額を県に納付しなくてはならない。

この契約の証として、本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

住所 沖縄県中頭郡西原町字上原 193-7
甲 名称 沖縄県立埋蔵文化財センター
氏名 所長 池田 潤

住所
乙 名称
氏名

(総則)

第1条 乙は仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務料」という。）をもって、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示するところによるものとする。

(業務工程表の提出)

第2条 乙は、契約締結後に仕様書に基づき業務実施工程表を提出しなければならない。

2 甲は、業務実施工程表を受理したときは、直ちにこれを審査し、不相当と認めたときはその理由を明示し期日を規定し提出を求め、相当と認めたときは、承認を与えなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又はこれを継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を他に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(履行報告)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の変更または中止)

第6条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、もしくは業務を一時中止することができる。この場合において、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 業務の処理について、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担においてこれを賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては甲の負担とし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく業務完了報告書及び仕様書に定める書類等一式を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書に定める書類等一式を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け及び仕様書に定める書類等一式を提出して再検査を受けなければならない。

4 甲が検査合格の通知をしたときは、目的物の引渡しがあったものとする。

(業務料の支払い)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項による支払請求が適法なものであるときは、支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払いを完了しなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第10条 甲は、第8条第1項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用の負担をしなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は次の各号の一に該当するときは、この契約を解除できる。

(1) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な事由なしに業務に着手しないとき。

(4) 第2条及び第4条又は第6条の規定に違反したとき。

(5) この契約の履行に関し、乙又はその代理もしくは使用人等に不正があったとき。

2 この場合において、契約保証金の納付を免除されているときは、乙は損害賠償金として業務料の100分の10相当額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第12条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定により業務内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第6条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月。）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（守秘義務）

第14条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約不適合の補正及び賠償）

第15条 乙は、成果の引渡しの日から2年間成果の契約不適合を補正し、又はその契約不適合によって生じた賠償をしなければならない。

2 前項の規定による賠償額については、甲乙協議して定める。

（補則）

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。